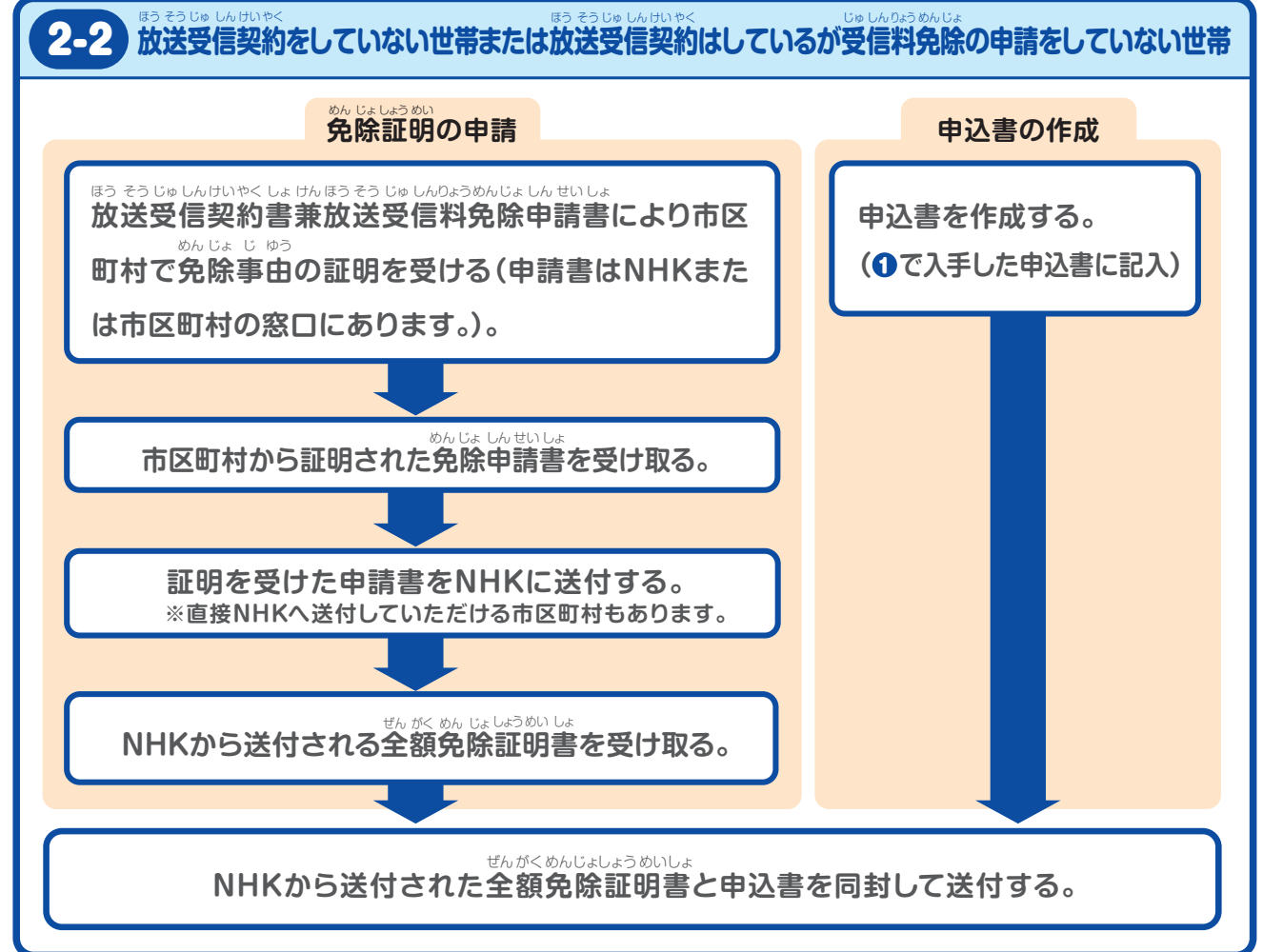
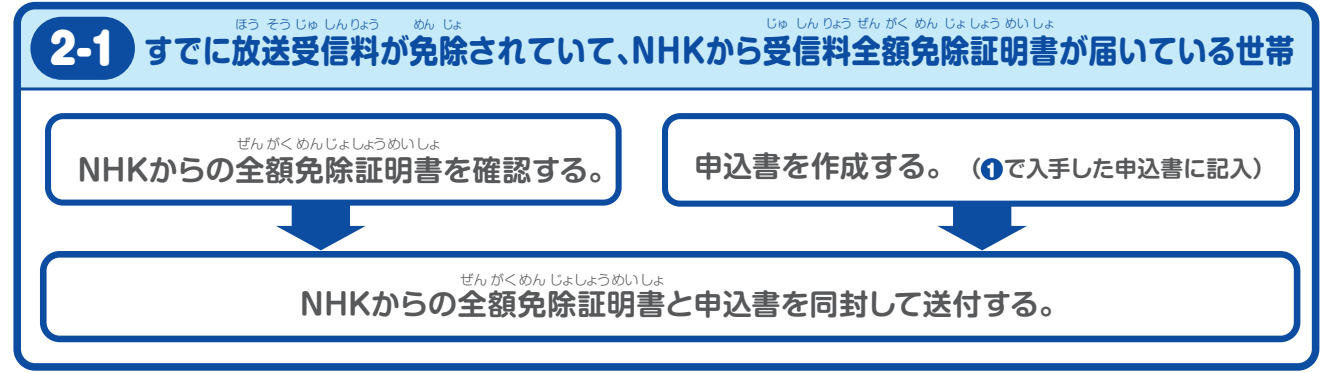


申込手続きの流れ

1 支援の申込書の入手方法

- ①総務省 地デジチューナー支援実施センターからお問い合わせに応じて送付します。
 ②申込書は、各市区町村およびお近くのNHKの窓口を用意している場合もあります。
 ※なお、平成22年4月末時点で、NHKの放送受信料が全額免除の世帯で、かつ平成21年度に支援の申込をしていない世帯には、NHKから放送受信料全額免除証明書とともに支援の申込書などが送付されています。



（申込についてご注意いただきたいこと）
 ●申込が集中した場合や申込書に不備があった場合、支援の実施までに時間がかかることがあります。
 ●申込が締切り日間近になりますと、天候不順や予算の都合などにより、支援が平成23年度となる場合があります。

地上デジタル放送受信のための支援 申込などに関する問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター
<http://www.chidejishien.jp>

ナビダイヤル: 0570-033840 ナビダイヤルが利用できない場合は
 FAX: 044-966-8719 TEL: 044-969-5425

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時
電話番号をよくお確かめの上、おかけください。

NHKの放送受信契約や免除に関する問い合わせ先

NHK 視聴者コールセンター
<http://www.nhk.or.jp/jushinryo/>

ナビダイヤル: 0570-000588 ナビダイヤルが利用できない場合は
 FAX: 044-888-4340 TEL: 044-871-8441

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時
電話番号をよくお確かめの上、おかけください。

悪質商法にご注意ください!

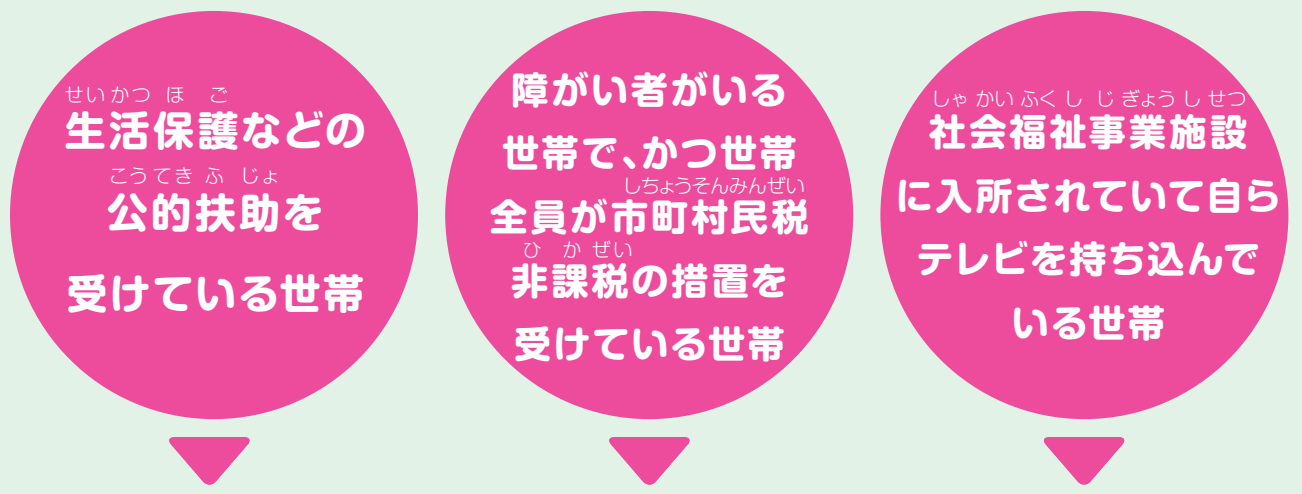
この支援による簡易なチューナーの給付、アンテナの工事などについて費用を請求することはありません。
 テレビ調査員や工事業者を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込み詐欺(架空請求)を行ったりする例が起きています。地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報にもとづいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

総務省 地デジチューナー支援実施センター

経済的な理由で地上デジタル放送が まだ受信できない方に

地上デジタル放送 簡易チューナーを 無償給付します。

～地上デジタル放送受信のための支援～



上記の世帯の中でNHKの受信料が全額免除されている世帯が対象です。

【申込受付期間】平成22年4月19日～平成22年12月28日(消印有効)【平成22年度分】

この支援により、現在ご利用中のアナログテレビ(1台)で地上アナログ放送終了後も引き続きテレビ放送が視聴できるようになります!

詳しくは中面へ

総務省 地デジチューナー支援実施センター

地上デジタル放送受信のための 支援のご案内

今までのテレビ放送(地上アナログ放送)は、平成23年7月24日で終了します。
それまでに皆さまのテレビを「地上デジタル放送」対応に換えていただく必要があります。

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない方に対して、簡易なチューナー(1台)の無償給付などの支援を行います。

支援を受けられる世帯は、次のいずれかに該当し、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯です。

- ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- ②障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
- ③社会福祉事業施設に入所されていて、自らテレビを持ち込んでいる世帯

なお、既に地上デジタル放送が視聴できる環境にある世帯については、本支援の対象外です(共同受信施設などで平成21年4月以降に地上デジタル化工事を行った場合には、支援の対象となります。)

支援の内容

- 簡易なチューナー(1台)を無償で給付します(テレビは給付しません)。
簡易なチューナー(1台)を無償給付することにより、現在ご利用中のテレビ(アナログテレビ1台)で地上デジタル放送を視聴できます。簡易なチューナー(1台)は、基本的にお住まいまで訪問して設置し、操作説明を行います。
- アンテナ工事などが必要な場合はその支援を行います。
簡易なチューナー(1台)の設置のみで地上デジタル放送が視聴できない場合は、屋外アンテナなどの無償改修を行います。また、共同受信施設またはケーブルテレビで視聴されている場合の改修経費なども負担します。
- 支援は現物給付です。ご自身で購入したチューナー、アンテナなどの清算はできません。
- 地上デジタル放送対応のために共同受信施設の改修経費、ケーブルテレビの改修経費などが必要になる場合には、その必要最低限の初期費用を負担します(月々の料金は負担しません)。なお、この場合、領収書または請求書(原本)や見積書などの工事関係書類が必要となります。
- 地上デジタル放送が始まっていない地域の世帯については、地上デジタル放送開始後に支援を行うことになります。

支援の条件

支援を受けるには、NHKと放送受信契約を結び、放送受信料が全額免除となっている必要があります。また放送受信料が全額免除になっていない世帯については、早めの手続きをお願いします。

ご注意ください! 受信方法により 支援までの流れが異なります。

地上デジタル放送の受信方法は、大きく分けて ①世帯ごとに個別のアンテナで受信する場合 ②アパートなどで複数の世帯が共同のアンテナ(共同受信施設)などで受信する場合 ③ケーブルテレビで受信する場合の3つがあります。受信方法の違いにより、支援までの流れが異なりますのでご注意ください。

